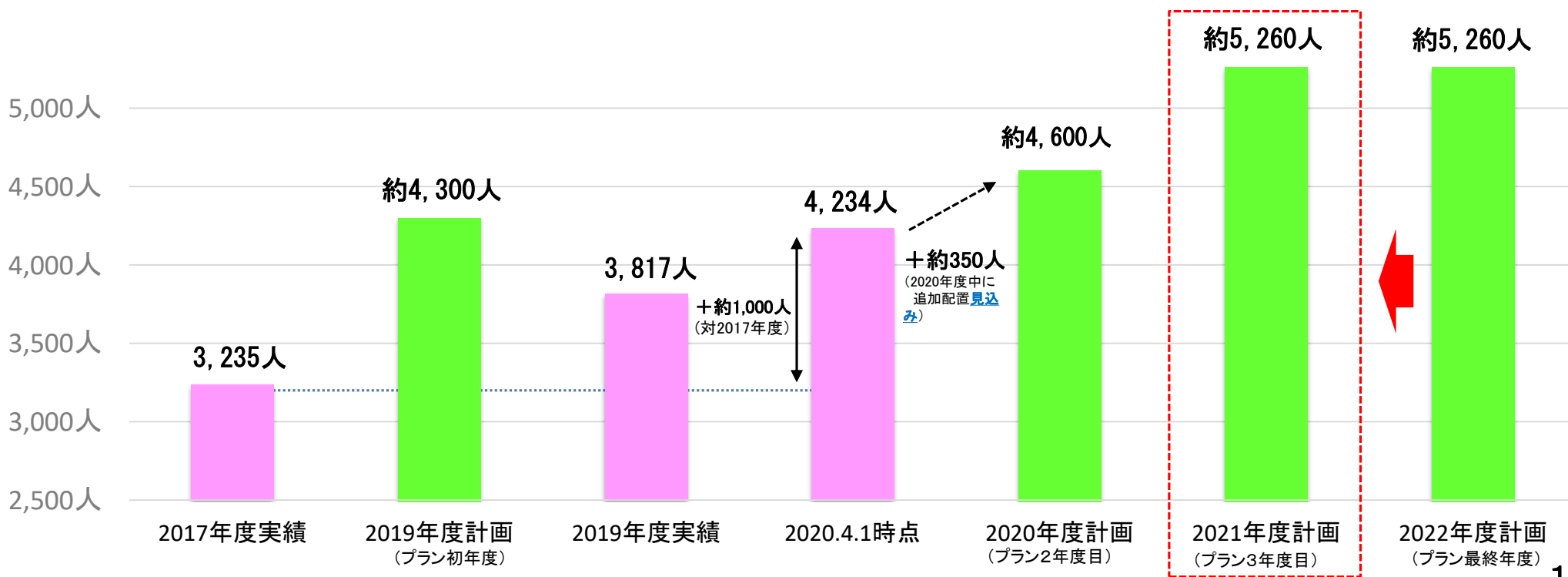


# 児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について

- 新プランにおいて、児童福祉司の人口あたり配置標準を人口4万人に1人から、3万人に1人に見直しを行うこととし、2022年度までに約5,260人の体制とすることを目標としている。
- 児童福祉司の配置状況については、2017年度の実績（3,235人）に対して、2020年4月1日時点で約1,000人増加し、4,234人となっているほか、2020年度中に、約350人が追加配置される見込み（※）となっており、約4,600人の体制となる。  
 （※） 児童福祉司の任用前講習会を修了することにより、児童福祉司として配置される予定の者が319人となっているほか、令和2年7月に児童相談所を設置した荒川区で27人が配置されている。
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加（2018年度：159,838件 → 2019年度：193,780件）や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約5,260人の体制となることを目指す。  
 （※） 児童心理司についても、新プランの目標の1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約2,150人の体制となることを目指す。  
 （※） これらの計画を踏まえ、必要な地方財政措置を講じる予定。

## 新プランの目標を1年前倒し

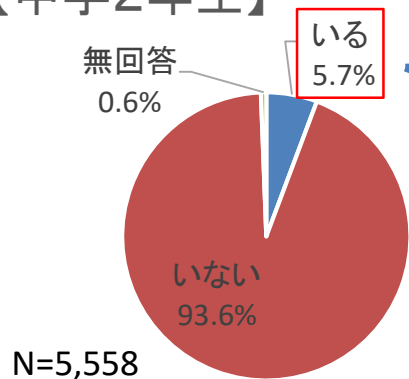


# ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント①

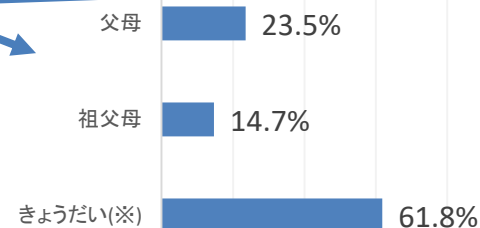
「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

## 【中学2年生】



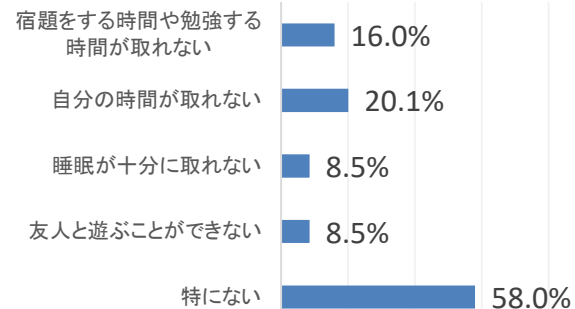
「いる」と答えた人のうち、  
世話をしている家族の内訳（複数回答）



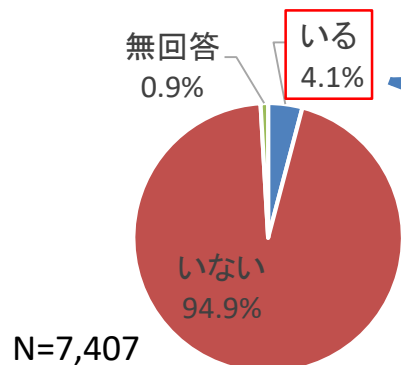
※きょうだいの状況（複数回答）

幼い73.1%, 身体障がい5.6%, 知的障がい14.7%,  
精神疾患・依存症（疑い含む）4.6%, 精神疾患・依存症以外の病気0.5%

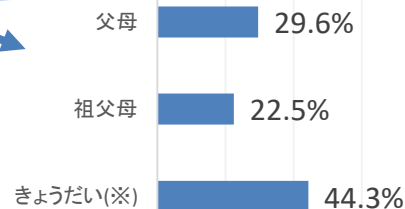
世話をしているために、  
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



## 【全日制高校2年生】



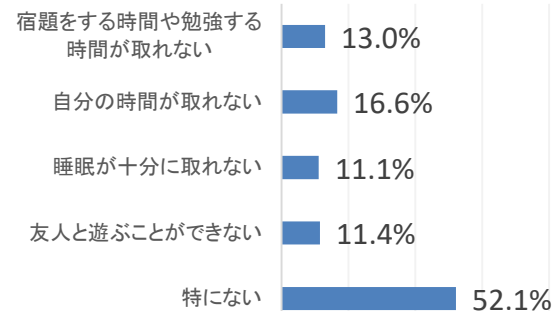
「いる」と答えた人のうち、  
世話をしている家族の内訳（複数回答）



※きょうだいの状況（複数回答）

幼い70.6%, 身体障がい6.6%, 知的障がい8.1%,  
精神疾患・依存症（疑い含む）1.5%, 精神疾患・依存症以外の病気0.7%

世話をしているために、  
やりたいけれどできていないこと（複数回答）

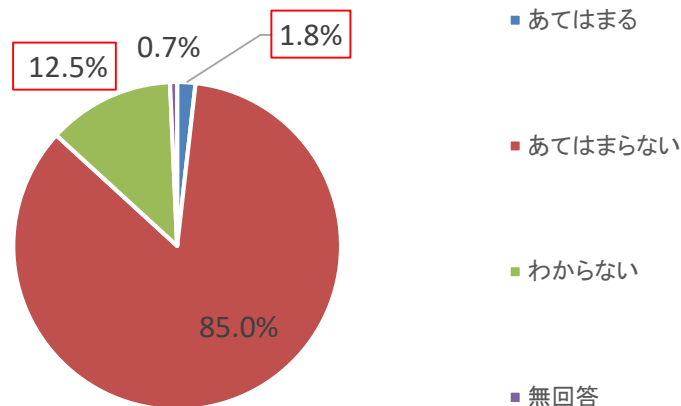


# ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント②

○ ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、  
わからないとした子どもが1～2割程度

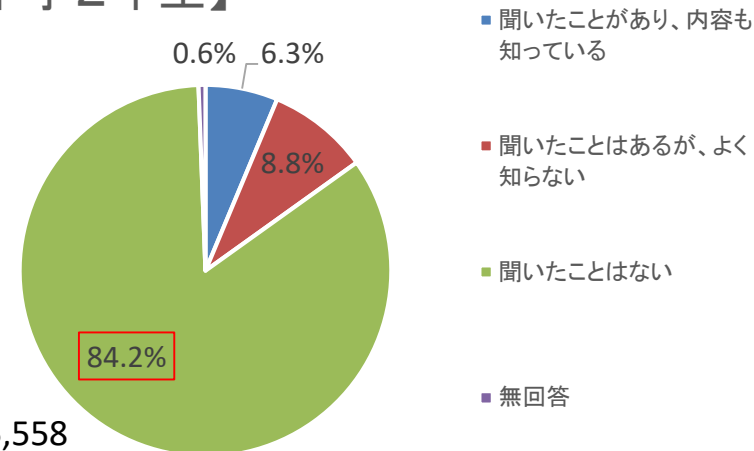
○ ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いた  
ことはない」と回答したのは、8割を超えた。

## 【中学2年生】



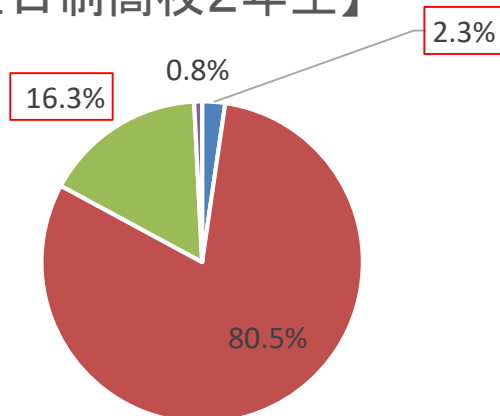
N=5,558

## 【中学2年生】



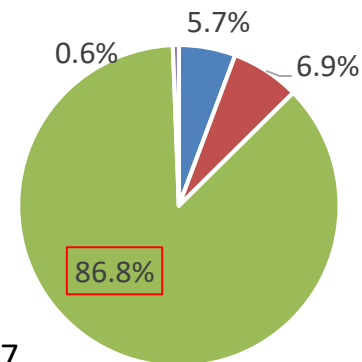
N=5,558

## 【全日制高校2年生】



N=7,407

## 【全日制高校2年生】

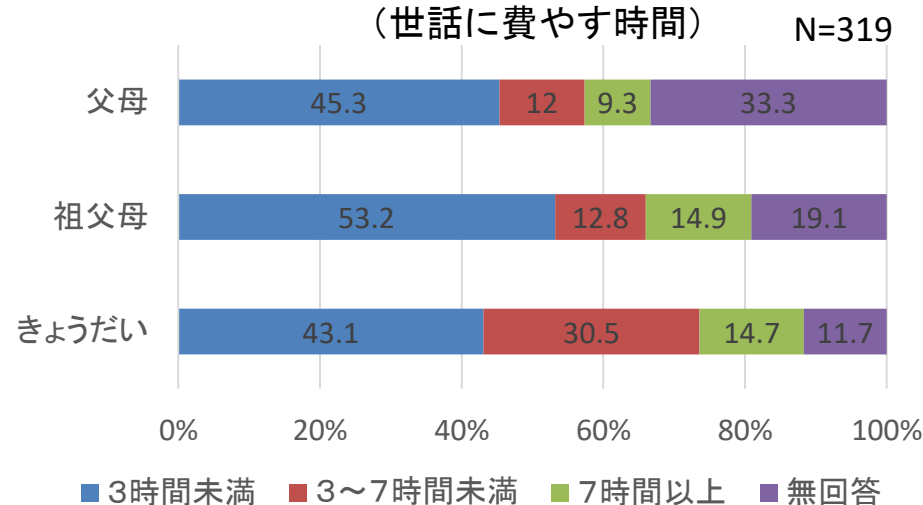
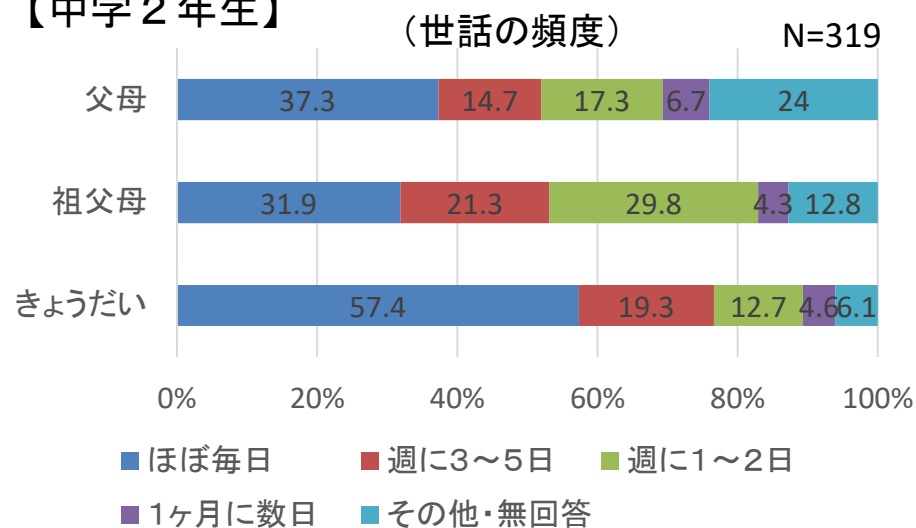


N=7,407

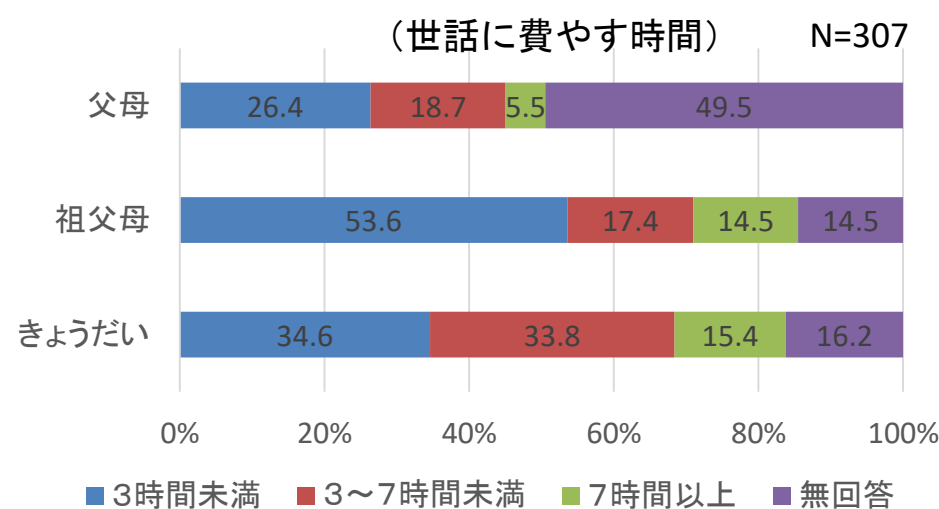
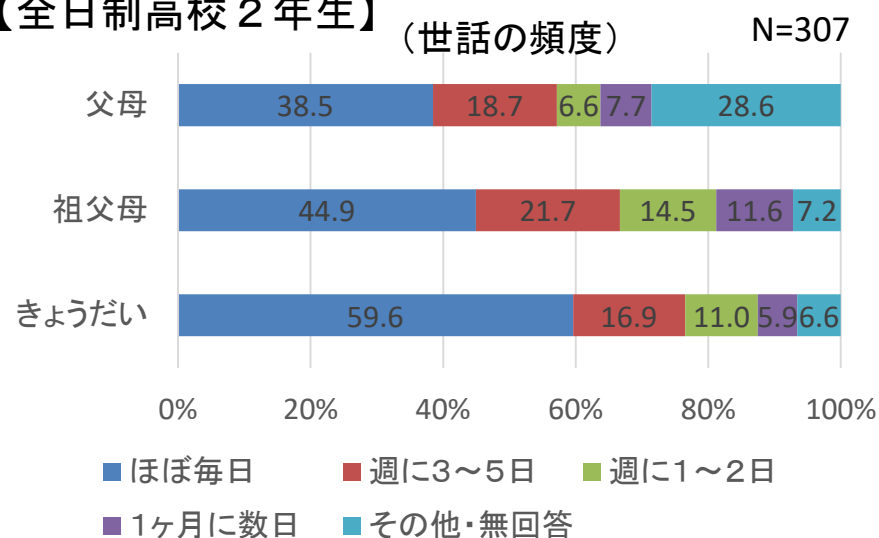
# ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント③

- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。

## 【中学2年生】



## 【全日制高校2年生】



# ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

## 現状・課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

## 今後取り組むべき施策

### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援  
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
  - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
  - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援  
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討  
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援  
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

### 3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

# ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

## 立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚生労働大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

## 構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

厚生労働省健康局難病対策課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省総合政策局地域学習推進課長

## 開催実績

### 第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
  - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
  - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

### 第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
  - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
  - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

### 第3回<4月26日>

- 関係者ヒアリング
  - ・ Yangle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
  - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
  - ・ 弁護士 藤木和子氏
  - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)

### 第4回<5月17日>

- とりまとめ報告(案)